釧路市発注工事における現場代理人・主任技術者等の配置等に関する取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、釧路市が発注する建設工事における現場代理人について、また主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐（以下「主任技術者等」という）の配置等に関する取扱い等について、建設業法、国土交通省が定める「監理技術者制度運用マニュアル」及びその他関係法令を遵守し、必要な事項を定めるものとする。

（現場代理人の配置）

第２条　受注者は、工事現場における運営、取締り及び権限を行使する者として、現場ごとに現場代理人を配置し、かつ常駐させなければならない。

ただし、第８条第１項の規定により、現場代理人を兼任できると認められた工事はこの限りでない。

２　共同企業体における前項に規定する現場代理人については、次の各号に掲げるものに応じて配置することとする。

(1) 甲型共同企業体　代表者となる者が現場代理人を配置することとする。

(2) 乙型共同企業体　それぞれ分担する工事において、担当する工事の施工期間中につき、各構成員が現場代理人を配置することとする。ただし、配置期間はそれぞれ担当する工事の施工期間中のみとする。

（現場代理人の配置期間）

第３条　現場代理人を配置する期間は、着工日から工事が完成し、完成通知書を提出するまでの期間とする。

ただし、次の各号に掲げる期間で、発注者と受注者の間で設計図書又は打合せ記録等の書面によりあらかじめ明確になっている場合は、常駐を要しない。

(1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）

(2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

(3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

（現場代理人の雇用関係）

第４条　現場代理人は、受注者との直接的な雇用関係を必要とする。

なお、直接的な雇用関係とは、現場代理人と受注者との間に第三者の介入する余地のない雇用関係をいい、派遣社員、在籍出向者などは該当しない。

（現場代理人の途中交代）

第５条　現場代理人の途中交代は、できないものとする。

ただし、現場代理人の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない特別な場合及び次の各号に掲げる場合及び建設現場における働き方改革等の観点も踏まえ途中交代することが合理的であると認められる場合は、発注者と受注者により協議して契約の履行に支障がないと認められた場合に限り、その具体的内容について書面その他の方法により受発注者間で合意の上、途中交代を認めるものとする。

(1) 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

(2) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事で、工場から現地へ工事の現場が移行する時点

(3) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合

（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐との兼務）

第６条　現場代理人は、主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐と兼務することができる。

（営業所における専任の技術者と現場代理人の兼務）

第７条　営業所における専任の技術者は、営業所に常勤してその職務に従事することが求められることから、現場代理人として配置することはできないものとする。

ただし、工事現場と営業所との間で常時連絡を取り得る体制にあって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できると認められる距離で、次の各号のいずれかに該当する場合、かつ第８条第１項の規定により現場代理人を兼任できると認められた工事１件に限り、現場代理人として配置できる。

(1) 工事現場が旧釧路市地区・旧阿寒町地区・旧音別町地区のうち、同一地区内である場合

(2) 工事現場と営業所が 10 キロメートル程度近接している場合

（現場代理人の兼任）

第８条　次の各号に掲げる要件を全て満たす場合は、同一の者が２又は３件の工事の現場代理人を兼任できるものとする。

ただし、監理技術者又は特例監理技術者の設置が義務付けられている工事で、現場代理人が監理技術者又は監理技術者補佐を兼務している場合は、他の工事との兼任はできないものとする。

なお、他発注機関の工事との兼任の場合は、他発注機関が兼任を認めている場合に限る。

(1) 現場代理人が、作業期間中に止むを得ず工事現場を離れる場合は、携帯電話等により常時連絡が取れる状態を確保し、本市との連絡に支障をきたさないこと。

(2) 現に現場代理人を３件兼任していないこと。

(3) 現場説明書に現場代理人の兼任不可の記載がないこと。

(4) １件当たりの請負金額が４千５百万円（建築一式工事は９千万円）未満であること。

２　前項第４号の請負金額を超える場合においては、工種が同じ、かつ旧釧路市地区・旧阿寒町地区・旧音別町地区のうち、同一地区内の工事である場合または工事現場相互の間隔が 10 キロメートル程度近接している場合は、２件までの現場代理人の兼任を認める。

ただし、現場代理人が第６条の規定により主任技術者を兼務している場合は、建設業法施行令第 27 条第２項の規定に基づき、工事対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であって、工事現場相互の間隔が 10 キロメートル程度の近接した場所において施工される工事に限り兼任を認めるものとする。

３　乙型共同企業体に係る前条の規定の適用については、本条第１項第４号中「請負金額」とあるのは「特定建設工事共同企業体付属協定書（乙型）第２条に記載されている工事の分担工事額」と読み替えるものとする。

（現場代理人の兼任配置に係る手続き）

第９条　受注者は、前条の規定により現場代理人を兼任する場合は、新たに契約を締結する建設工事の発注者に対して「監理技術者等（現場代理人）兼任配置申請書」（別紙様式）を兼任する工事が２件の場合は２部、３件の場合は３部提出するものとする。

２　発注者は前項の申請があった場合、内容を確認の上、受注者に対し、許可書を提出する。

（現場代理人の兼任配置を行う場合の留意事項）

第１０条　受注者は、現場代理人を兼任して配置する場合は、次の各号に留意することとする。

(1) 現場代理人は、移動中を除き、必ずいずれかの現場に常駐することとする。

(2) 現場代理人は、３件の工事を兼任している場合、他の工事の主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐になることはできないものとする。

(3) 現場代理人を兼任して配置している工事が、その後の設計変更により、第８条の要件を満たさなくなった場合においては、別の者を現場代理人として配置するなど、本要綱に基づき、適切に取り扱うものとする。

（現場代理人の兼任配置の解除）

第１１条　発注者は、現場代理人の兼任配置を認めた工事において、施工管理体制が不十分と判断したときは、兼任配置を解除するものとする。

（主任技術者等の配置等）

第１２条　主任技術者等の配置等については「監理技術者制度運用マニュアル」に示されていることから、同マニュアルに基づき適正に配置等すること。

（主任技術者等の兼任配置に係る手続き）

第１３条　受注者は、前条の規定により主任技術者等を兼任する場合は、新たに契約を締結する建設工事の発注者に対して「監理技術者等（現場代理人）兼任配置申請書」（別紙様式）を兼任する工事の数に応じた部数を提出するものとする。

２　発注者は前項の申請があった場合、内容を確認の上、受注者に対し、許可書を提出する。

（主任技術者等の兼任配置を行う場合の留意事項）

第１４条　受注者は、主任技術者又は特例監理技術者を兼任して配置している工事が、その後の設計変更により、兼任の要件を満たさなくなった場合においては、別の者を主任技術者等として配置するなど、本要綱に基づき、適切に取り扱うものとする。

（主任技術者等の兼任配置の解除）

第１５条　発注者は、主任技術者又は特例監理技術者の兼任配置を認めた工事において、施工管理体制が不十分と判断したときは、兼任配置を解除するも

のとする。

（入札参加申請時の配置予定の主任技術者等）

第１６条　一般競争入札（次項に掲げる事後審査型一般競争入札を除く。）における配置予定の主任技術者等については、次の各号に応じて取り扱うこととする。

(1) 入札参加申請をする時において、複数の案件に対し、同一の者を配置予定の主任技術者等として申請することができる。

ただし、着工日に主任技術者等を適切に配置しなければならない。

(2) 申請する工事の着工日前日までに従事中の工事がしゅん工する見込みである場合に限り、申請日時点で専任を要する工事に従事中の者を配置予定の主任技術者等として申請することができる。

２　事後審査型一般競争入札における配置予定の主任技術者等については、次の各号に応じて取り扱うこととする。

(1) 入札参加資格確認申請書に記載する配置予定の主任技術者等を必ず配置しなければならない。

(2) 申請する工事の着工日前日までに従事中の工事がしゅん工する見込みである場合に限り、申請日時点で専任を要する工事に従事中の者を配置予定の主任技術者等として申請することができる。

附　則

この取扱は、平成２４年４月１日から適用する。

附　則

この取扱要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この取扱要綱は、平成２５年６月１０日から施行する。

附　則

この取扱要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この取扱要綱は、平成２８年６月１０日から施行する。

附　則

この取扱要綱は、令和２月１０月１日から施行する。

附　則

この取扱要綱は、令和５月１月１２日から施行する。

附　則

この取扱要綱は、令和７月４月１日から施行する。